

上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成  
及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約について

(1) 契約事務手続きに係る虚偽公文書作成の時系列

令和4年6月

公共樹設置工事を土地所有者から要望される。その際、特定の工事業者に工事させるよう要求される。

令和4年8月29日

現地にて職員立会の下、埋設物確認の試掘が実施されたが、土地所有者からの強い要望でそのまま工事が進められ、契約事務手続きを行わないまま、職員が当該工事の施工を進めた（適正な契約事務手続きを行わないまま工事を施工させた）。

令和5年3月3日

業者から提出された見積を参考に工事設計書を作成する際、見積金額を超えた金額になるよう数量・延長を調整して工事設計書を作成し（虚偽の工事設計書を作成）、随意契約として工事執行伺を作成した（虚偽の工事設計書を容認）。

令和5年3月9日

見積依頼書を送付する（提出期限3月17日）。

随意契約の場合、3者以上の者から見積書を徴することになっているが、施工した業者と契約をする必要があったため、後の2者には見積依頼を行わなかった。

令和5年3月16日

施工業者が上下水道局に来た際、正規の契約手続きを経ないまま、令和4年8月に工事が終わっていることが発覚した。

令和5年3月17日

- ・前日、発覚した問題について上下水道局内で対応を協議した結果、業者が工事代金を支払ってもらえず困っていることから、支払い手続きを進めることを決定する。
- ・見積依頼を行わなかった2者を不着扱いとする見積結果表を作成し（虚偽の見積比較表を作成）、その後、支出負担行為決議書を起案し決裁された（不適正な事務処理を中止させなかった）。
- ・既に工事が完了しているに関わらず、これから施工するような契約書を作成し、公印を押印した（虚偽の契約書を作成）。

令和5年3月24日

工事代金の支払い事務を進めるため、検査調書を作成し（虚偽の検査調書を作成）、また現場写真を変造し（現場写真の変造・変造の指示）、証拠書類として添付した。

令和5年3月27日

支出命令審査の際、正規の契約手続きを経していない工事は支払いできないと支出を止められた。

令和5年3月28日

契約事務手続きに係る虚偽公文書作成により、業者への支払いができない状況であることを、市長、副市長に報告したのち、弁護士や警察との協議と併せて、人事当局によるすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

## (2) 地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結の時系列

### ①点検業務委託

令和4年12月13日

業務委託執行伺を作成

令和5年1月20日

指名競争入札により開札。指名業者7者中6者が入札を辞退したため、入札不調となる。

令和5年2月9日

随意契約による業務執行伺を作成（予定価格の変更）

令和5年2月17日

地方公営企業法施行令「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の規定に基づき、随意契約を締結した。しかし、この規定に基づき随意契約を締結する場合は、「最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」こととなっているにも関わらず、予定価格の変更をして、随意契約を行った（不適正な随意契約を行った）。

当初入札時予定価格	2,728,000 円
随意契約時予定価格	2,989,800 円 (261,800 円増)
予定価格の変更内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注月が変わったことによる単価の変更 (予定価格増)</li> <li>・当初設計の諸経費率の誤りを修正 (予定価格減)</li> </ul>

令和5年3月31日

業務完了

令和5年4月12日

業務完了後の支出命令の審査の際に、地方公営企業法施行令に違反した契約であると指摘された。

令和5年4月26日

地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結により、業者への支払いができない状況であることを、市長、副市長に報告したのち、弁護士との協議と併せて、人事当局によるすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

## ②調査業務委託

令和5年1月17日

業務委託執行伺を作成

令和5年2月14日

指名競争入札により開札。指名業者7者中6者が入札を辞退したため、入札不調となる。

令和5年3月16日

随意契約による業務執行伺を作成（予定価格の変更）

令和5年3月22日

①と同様、地方公営企業法施行令の規定に基づき、随意契約を締結した。しかし、最初競争入札に付するときに定めた予定価格の変更をして、随意契約を行った（不適正な随意契約を行った）。

当初入札時予定価格	3,352,800円
随意契約時予定価格	2,520,100円（832,700円減）
予定価格の変更内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注月が変わったことによる単価の変更（予定価格増）</li> <li>・年度内に業務を完了させるため調査対象の一部を除外する数量の変更（予定価格減）</li> </ul>

令和5年3月31日

業務完了

令和5年4月12日

業務完了後の支出命令の審査の際に、地方公営企業法施行令に違反した契約であると指摘された。

令和5年4月26日

地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結により、業者への支払いができない状況であることを、市長、副市長に報告したのち、弁護士との協議と併せて、人事当局によるすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。